



「感染不安を感じる県民の方を対象とした無料検査」及び 「自己検査等で陽性となった方を対象とした陽性者登録」を 終了します

- 国は、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなど特段の事情が生じない限り、新型コロナウイルス感染症を5月8日から、感染症法(※)上の5類感染症に移行することとしています。
- これに伴い、「感染不安を感じる県民の方を対象とした無料検査」及び「自己検査等で陽性となった方を対象とした陽性者登録」については、令和5年5月7日をもって終了します。
- 県民・事業者の皆様は、発熱などの体調不良時に備えて、引き続き抗原定性検査キットの事前の準備をお願いします。なお、抗原定性検査キットは薬局、ドラッグストアやインターネットで入手できます。

(※) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

1 感染不安を感じる県民の方を対象とした無料検査事業について

終了日：令和5年5月7日（開始日：令和3年12月26日～）

5月7日は、各事業者の営業時間まで検査を受検することができます。

終了となる理由：新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民等への感染対策に関する協力要請として実施したものであり、5類感染症に移行することに伴い、当該要請が終了するため。

2 自己検査等で陽性となった方を対象とした陽性者登録事業について

終了日：令和5年5月7日（開始日：令和4年8月8日～）

登録の受付は、5月7日の正午で終了します。

終了となる理由：5類感染症への移行にあわせて、全数把握が廃止となるため。

※令和5年2月16日から停止している「有症状者等への抗原定性検査キットの配付」についても、令和5年5月7日をもって終了します。

※5月7日の正午までに登録された陽性者の方については、当日中に医師が診断を行い、結果を通知します。